

生活保護法指定

※

医療機関
介護機関
施術機関
助産機関

処分届書

次のとおり処分を受けたので、届け出ます。

処分前の 指定内容	生活保護法指定番号	※生(医・薬・介・施) 第 号
	指定(更新)年月日	年 月 日
	医療機関コード又は 介護保険事業者番号	
	指定医療機関等の名称 又は指定施術者の氏名	
	指定医療機関等の所在地 又は指定施術者の住所	
	施設又はサービスの種類 (指定介護機関の場合)	
処分年月日		年 月 日
処ひ令 分その のの条 内根項 容拠 及法		

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地(住所)

届出者

名 称(氏名)

(裏面)

【注意事項】

- 1 この届は、県庁国保・地域共生課又は最寄りの東部保健福祉局(徳島庁舎)、南部総合県民局(美波庁舎)、西部総合県民局(三好庁舎)若しくは各市福祉事務所に提出してください。
- 2 この届は、次の①から④までの機関が、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第3項に規定する処分を受けたときに、10日以内に提出してください。
 - ① 病院、診療所、訪問看護事業者又は薬局
 - ② 医師、歯科医師、助産師又は施術者
 - ③ 助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所
 - ④ 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護サービス事業者、介護予防サービス事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター
- 3 この届は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく届出も兼ねています。

【記載要領】

- 1 届け出ようとする指定の区分(医療機関、介護機関、助産機関又は施術機関)を明確にし、複数の指定にまたがる場合は、それぞれ別葉で作成してください。
- 2 病院、診療所、訪問看護ステーション又は薬局が届け出る場合には、その病院等ごとに作成してください。

助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所ごとに作成してください。助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が届け出る場合には、その者ごとに作成してください。
- 3 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設ごとに作成してください。当該施設が複数の施設サービスを実施している場合は、処分を受けた全てのサービスを記載してください。

居宅介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに作成してください。当該事業所が複数のサービスを実施している場合は、処分を受けた全てのサービスを記載してください。

特定福祉用具販売事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者又は居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターが届け出る場合には、その開設する事業所ごとに作成してください。
- 4 ※印の箇所は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「処分前の指定内容」は、指定通知書(徳島県指令第〇〇号)を基に記載してください。
- 6 「医療機関コード」は四国厚生支局徳島事務所により付された番号を、「介護保険事業者番号」は県(市町村)介護保険法担当課により付された番号を記載してください。
- 7 「処分の内容及びその根拠法令の条項」は、受けた処分の種類、処分の対象、処分の理由、処分の期間、根拠法令等を分かりやすく記載してください。
- 8 「届出者」は、法人の場合には法人名及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。